

## 高齢者の日常生活を支援します






高齢者・福祉のページ



# まめなかな

問合せ 高年介護課 ☎ 57-5200

### 日常生活用具の給付・貸与内容

	品目	性能など
給付	電磁調理器 (IH)	電磁による調理器で高齢者が簡単に使用できるもの 
	火災警報器	屋内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発して知らせるもの
	自動消火器	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火できるもの
	玄関チャイム (送信機および受信機)	来訪者が送信機のボタンを押すと、音および光を発して知らせるもの 
貸与	老人用電話	呼び出し音量・受話音量が容易に調節でき、表示が大きい電話機および電話加入権
	シルバーカー	歩行時にその補助のために使用する補助車 

**対象** 65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯など  
**\*** 市民税課税状況により対象者や利用者負担額などが異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

**申込み** 給付の品目は、購入する前に申請が必要ですので、必ず事前にご相談ください。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを対象に、日常生活を支援するため、左表のとおり、日常生活用具の給付（購入費の全部または一部の助成）または貸与をしています。

### 11月11日は介護の日 介護マークを見かけたら、温かい見守りを！

認知症や障がいのある人の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりづらく、時には誤解をされることがあります。

介護をする方が介護中であることを周囲に理解していただくため、上記の「介護マーク」を配付しています。名札ケースに入れて使用するなどご活用ください。



介護マーク

#### 活用例

- 介護していることを周囲にさりげなく知ってほしいとき
- 外出先でトイレに付き添うときなど

**対象** 介護している方(1人1枚、無料)

**配布場所** 地域包括支援センター・各支所地域振興課